

はじめに

「親水」の用語は、建築学に先んじて1970年土木工学における発表論文の中で、河川機能における治水・利水機能に次ぐ第三の機能として概念が提示され、その重要性が説かれた。その直ぐ後に親水を冠した公園が整備されることで、社会一般に定着することになった。一方、建築学においては、水環境のカテゴリーの中で「水をデザインする」「外部空間としての水空間」や「水を使う・運ぶ・隔てる・繋ぐ…」などの言いまわしで、建築や都市の空間と水とのあり方や関係性が説かれてきていた。そのため、「親水」という端的な用語は使用されなかったが、内容的には「親水」の概念を包含したものであった。しかし、用語としての「親水」は建築学の中ではなかなか使用されてこなかったため、後塵を拝している感を否めない。こうした経緯を経ながらも、建築、都市、地域と密接にかかわる水や水辺に対する関心は確実に高まってきており、建築学における水辺や親水の位置づけを体系化することの重要度は増してきていると思われる。

日本建築学会環境工学委員会水環境運営委員会に設置されてきた小委員会では、こうした水環境や親水に係る空間づくりを都市環境整備や居住環境整備に生かすための活動を行ってきたが、その成果は『建築と水のレイアウト』（1984年刊行）からはじまり、『建築と都市の水環境計画』（1991年刊行）へと継承され、『親水工学試論』（2002年刊行）において、はじめて「親水」についてひも解かれるとともに、親水を考慮したデザインのあり方も併せて説かれた。それを受けるようにして、『水辺のまちづくり』（2008年刊行）が刊行され、親水の具体化に対して、住民参加を得た水辺の環境整備とまちづくりの実践事例がまとめられた。約24年の間に4冊の図書が刊行され、同時に環境工学委員会水環境運営委員会により開催されてきた水環境シンポジウムの講演テーマとしても折々に取り上げられることで、「親水」の用語や概念は建築学においても確実に定着してきたことと思う。

こうした一連の活動を通して、2009年からは「都市と親水小委員会」を発足することで、建築、都市、地域において発散気味、ブーム的に扱われてきた水辺を振り返るとともに、従来まで必ずしも体系的に整理されてこなかった水辺に対する時代的な扱い方や水辺の持つ場所性について顧みることを意図して、『親水空間論—時代と場所から考える水辺のあり方』を取りまとめることにした。

具体的な構成は、第1部の「親水空間論」は2章で構成し、「親水」という概念が誕生してきた背景を「時代」（あるいは時間性）と「場所」（空間性・場所性）に基づきまとめている。第2部の「親水事例編」は5章で構成し、海、河川、湖沼・池、掘割・運河、用水の空間性や場所性による水辺のあり方をまとめており、従来にはない視点による水辺の切り口を建築学会として提示することは、極めて大きな意義があると考えられる。

2014年3月

日本建築学会

序論 親水の時代と場所と計画



● 「時代」と「場所」を考えることの意義

時代と場所

第1部第1章「親水と時代」にみるように、主に臨海部を中心とした高度経済成長期以降の工業地帯の飛躍的發展と都市化の進行に伴って高まった環境への意識、水辺環境への注目、その改善への取り組みは、その後、水質改善、パブリックアクセスの確保、ウォーターフロント開発、アメニティ創出、エコロジーあるいは生物多様性の保全、ふるさと・都市再生、環境教育、まちづくり等、多様な文脈と絡み合い、またそれらの多様性を内包しながら、さまざまな親水空間を創出してきた。

では、これからの親水空間のあり方やその計画論という大きな枠組みの中で、その意味を改めて問おうとするとき、何をこの議論のよりどころとすべきだろうか？

本書が提示する「時代」と「場所」という切り口は、この問いへの一つの回答の試みである。

これまでの歴史的経緯の中で親水空間に求められてきたニーズは、上述のように、多様性に富んだものであった。逆にいえば、これまでの親水空間のあり方、親水整備の結果を、「時代」という

観点から今一度振り返り、ひも解いていくことが、これからの親水空間のあり方を考えるにあたって必要となる要件や切り口を知る重要な手掛かりとなる、ということである。

本書で展開される親水空間のあり方を巡る議論と事例紹介は、その多くが、高度経済成長期以降の「時代」をターゲットにしている。それでも、ここで取り出された、親水空間のあり方を巡る多様な文脈は、全国的、あるいは世界的な時代背景の流れの影響を受けて、全国各地の水辺が多かれ少なかれ経験してきた事実としてある。したがって、これからの親水空間の計画において必ず検討されるべき重要な観点となるはずである。

しかし、一言で「親水空間」といっても、それぞれの場所に応じて空間の利用のあり方は当然異なってくるはずで、こうした多様な意味合いのすべてを一つの親水空間に内包させることが、親水空間を創出するための最良の選択肢であるとは必ずしも言えない。こうした多様性の考慮が、むしろ、その場所の利用や景観の混乱を生む結果となることもあるからだ。また、2011年の東日本大震災を持ち出すまでもなく、災害を含めた自然条件や土地利用等を考慮して、場所をわきまえた親

水空間のあり方を検討することが求められる。

そこで重要になってくるのは、これまでの親水空間において、時代時代で求められてきた多様なニーズを、それぞれの「場所」において取捨選択しつつ、どのように実現するか、という視点である。言い換えるなら、そうした時代のニーズの多様性を、場所場所の固有の事情（場所性、歴史性）を踏まえつつ、その場所においていかに総合化し統合しうるか、という視点である。それは、それぞれに固有性を持つ「場所」という文脈において、水辺、あるいは親水空間を一つの結晶軸として、我々の生活世界を再編集しようとする視点、と言ってもよい。

水辺は場所の編集装置

中村良夫は、明治時代の神社合祀令に異を唱えた南方熊楠の思想について、神社とそれを取り巻く森林の破壊が、環境生態系の破壊や信仰心の衰えを招くのみならず、国土保全への影響、地場産業の衰退、地域の自治的活動や組織、コミュニティの連帯の衰退、ひいては文化の破壊に至る事態までも含み込んでおり、これらすべてが連関する一体系の要として神社があったことを指摘している¹⁾。南方の思想において、神社は、単なる物理的環境の連関の要であるのみならず、地域社会やその文化、人心の安寧（愛郷心、信仰心、慰安、風流心等）までも含み込んだ壮大な「心物両界連関作用」（中村）の要であったのである。この連関作用は、現代においては相当程度に弱まってしまったかもしれないが、それでもまだ多くの地域に生き続けているように思える。

ひるがえって、水辺はどうか？ 私は、水辺にも同様の連関作用を認めることができると考えている。少なくとも、その可能性を秘めていると思う。

戦後、高度経済成長期を経て、水辺を失い続けてきたことへの危惧の基層には、こうした地域の環境生態系、地域社会、人心の間に網の目に張り

巡らされた有形無形のネットワークとそれを結びつけていた「縁」が薄れ、衰えていくことへの不安があったのではないか。

この網の目と縁こそが、「場所」の本質だとしてもよい。そして、親水空間を回復しようとするこれまでの各時代の試みは、水辺を一つの起点とした網の目の連関作用のネットワークを、言い換えれば「場所」を、もう一度、自分たちの手に回復しようとする試みとして捉え直してみるとよいかもしれない。

特に戦後、各地で行われてきたインフラストラクチャー（生産・交通インフラをはじめ、近年では情報インフラ等を含む）の整備は、否応なく、生産・流通の規模拡大と効率化を志向する流れの中で、規格化された機能（構造）やあらかじめ枠組みの与えられた制度・事業等を、半ば強引に地域に組み込む形で一やや厳しい言葉で言えば、地域社会への権力性の介入により一実施されてきた。そうして、我々自身も気づかぬままに、上述のような「場所」の網の目とその縁が絶ち切れ、抽象化してしまった我々の生活世界に、もう一度、生の息吹を吹き込んでいこうとする取組みが、今後、求められるのではないか。

先述の中村は、水辺は都市の編集装置だとすでに指摘している²⁾。それでは、水辺を軸とした場所を、どのように編集していけばよいだろうか。

この点について、この序論の限られた紙面の中で語り切るのは難しいが、以下、これに関連する幾つかの論点を私なりに整理したい。これらを参考にしつつ、第2部の事例編をご覧いただき、読者なりに、それぞれの地域の水辺にどのように適用できるか、イメージーションを広げていただければよいと思う。

編集された場所が、地域固有の生活文化として育まれていくためには、市民の力は不可欠である。しかし、求められる多様なニーズや機能を上手に編集し、美しい姿かたちとして統合（アーキテクチャ）していくのは、エンジニア・アーキ

テクトの重要な役割である。そうして編集された場所は、市民の力を通じて、やがて美しい生活文化の姿、すなわち風景として結晶していこう。

● 親水と時代

時代、場所と親水空間のあり方とは本来切り離せない関係にあるので、別々に論じることは本意ではないが、親水空間を時代から考えることの意義について、二・三の整理を行っておきたい。

時代を超えた規範となりうる親水空間

時代を超えた親水空間の思想の規範として参照しうる原型 (archetype) は確かにある。

例えば、**厳島神社**は、親水空間の古典といてもよいであろう。宗教空間として重要な空間でありながら、一方では高潮の危険に正面から向き合っており、境内がそのまま大自然である海に連続するような空間構成を取っている。こうした危険に応じて、高潮で床上まで浸水しても、建物の構造自体に破壊的な影響を及ぼさないような床材の張り方の工夫 (フェイルセーフ的思想) が当然見られるし、潮の満ち干に応じて表情を変える池の造形 (時間性の空間的表現) などにも見るべきものがある。**浜離宮恩賜庭園** (汐入庭園) にも同様の思想を見て取ることができよう。

河川・水路ネットワークを一つの水系として総合的に捉え、段階的な水位調節によって水位を安定させながら、水辺を身近な空間に近づけていくというコンセプトが提案されている**鴨川**や**琵琶湖疏水**などは、今後、都市空間に水辺を織り込み編集していく方法の一つとして、重要な示唆を与える。

これらは、自然 (猛威と恩恵の両側面) に対する接し方に関する日本人の文化的態度をも表しており、親水空間の計画思想、親水空間を軸とした都市の編集の思想としても参照できるだろう。

時代の変化に応じた機能転換と親水の要請

ため池や掘割・運河、用水などは、産業・社会構造の変化等に伴って当初の機能が意味をなさなくなったり (ため池が埋め立てられて住宅地として開発される例や、農業用水が田畑の宅地化によりその役割を終えるなどの例)、車社会への対応等の要請を受けて道路拡幅等により暗渠化された例が数多い。こうした中で、「環境水利権」といった新たな概念の登場により、環境保全や親水空間の確保等の新たな目的を与えられる例もある (第1部第2章「用水」参照)。**亀田郷**もこの一例といえよう。また、**鴨川**の事例の中で紹介されている「高瀬川」は、舟運の役割を終えて埋立ての予定もあったが、住民の反対意見が反映されて保存され、京都における一大歓楽街の賑わいになくしてはならない存在となっている。

時代に応じた機能の複合化、戦略的連携

鴨川は、治水機能上の要請を受けて、河川断面は幾多の変遷を経ながら、一貫して納涼床による夕涼みという愉楽の場、親水の場として維持され続けており、時代の要請に応じて機能を複合化しつつ、親水のコンセプトが生き残った希有な水辺として、時代を超えた規範ともなりうる。実際、社会実験等を通じて各地で実施された河川敷を占用した水辺のオープンカフェの取組みは、河川敷地占用許可準則の一部改正 (2011年) により制度的に位置づけられるなど、成果を上げている。

新たな親水空間を整備しようとする場合、例えば「親水」といった単一の機能のみを持たせるのではなく、当該地域の場所的特性や課題を踏まえながら、望ましい機能を戦略的に連携させ、総合化していくことも重要である。例えば、**越谷レイクタウン**は、遊水池としての機能や親水空間としての機能 (湖面利用等を含む) 等を水辺に複合化しつつ、住宅地としての機能と連携させており、興味深い取組みといえよう。

過去の時代に行われたことへの真摯な反省

国土交通省の「美しい国づくり政策大綱」(2003年7月)は、景観への配慮が必ずしも十分ではなかった公共事業のあり方を反省し、美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることを宣言した画期的な取組みであった。同大綱で、美しさへの配慮を欠いた公共事業として、日本橋の上(東京の運河網の上)に建設された都市高速道路や海岸の消波ブロックなどを挙げている。過去への真摯な反省の上に立った水辺の復権の取組みは、まだ緒に就いたばかりといえるのかもしれない。

河川の人工的な流路の付け替え、湛水の被害、埋立て、減反政策による耕作地放棄等、さまざまな憂き目を見つ、国土的スケールでの湿地復元の構想をも伴った古河総合公園は、歴史を受け止め、反省すべきところは反省し、従来の水辺の名所を換骨奪胎した新たな公園整備の思想や公園利用のあり方を提案する意欲的な取組みである。

海岸保全施設は海岸保全・防災の機能上不可欠な施設であるが、一方で海岸と背後地域との生業・生活上の一体的な関係を分断してきた背景がある。港湾の開発にも同様のことがいえる。こうした点を見直す「里浜づくり」の取組みが行われているが、中でも木野部海岸は、過去に整備された防護施設を取り壊し、壊した施設の材料を再利用した在来の「築磯」工法により、防護上の機能は確保しつつ、かつての海岸の風景を取り戻した。さらに、海側の沖合から陸側の背後地までの空間が、地域の生態系と人々の生業との織りなす一つの生活の系として一体的に成り立っていたかつての海岸空間(里浜空間)を取り戻そうとする試みは、その思想や取組み内容、検討のプロセス等を含めて興味深い事例であろう。

過去への真摯な反省は重要であるが、一方的にそれを否定的に捉える必要は必ずしもない。時代背景、それに応じた政策・制度・事業、それらによって生み出された水辺のカタチを、一体的・総合的に再検討することが求められる。新しく整備

される水辺も、時代を経てまた再評価されることになろう。例えば、お台場海浜公園のような人工海浜公園は、現時点でも見る観点によって評価が分かれるところはあるだろう。この問題は、その場所に相応しい親水のあり方、水辺のカタチをどう考えるかにも絡んでくる。

最後に、場所性を安易に解釈したカタチの模倣というデザイン上の問題は相変わらず続いている。親水や賑わいといえば、護岸を階段護岸にしたり色を付けたりするという安易な発想や、水辺という場所性から波の模様やカモメ等を安易に形態化・デザイン化した手すりや街灯等の装飾、自然を模倣した擬木・擬石、石積み模様のコンクリート化粧型枠などは、いまだに使われている。なぜそのようなデザインが生み出され、今なお使われ続けるのか、時代背景や思想とともに丁寧に解きほぐし、真摯に反省したうえで、ぜひ考え直してもらいたい。

● 親水と場所

第1部第2章「親水と場所」、そして第2部の「親水事例編」では、「海岸」「河川」「湖沼・池」「掘割・運河」「用水」という大きな場所の括りごとに親水の考え方や具体的な事例を解説している。ここでは、もう少し違った観点から、親水と場所との関係において押さえておくべき幾つかの事項を整理してみたい。

場所の固有性とそれに応じた親水：

あるべき場所に、あるべきものを、あるべき姿で海岸、河川、湖沼等の水辺は、当然のことながら、災害を含む自然条件が大きく異なっている。また、それぞれの水辺とその水辺を利用する都市や集落との関係からみれば、その成り立ちの背景に応じて、水辺のあり方もまた異なってくるはずである。その場所に相応しい水辺のあり方を検討し、「あるべき場所に、あるべきものを、あるべ

き姿で」しっかりとその場に収めることが重要であろう。水辺空間の成り立ちや歴史的経緯をまずしっかりと踏まえること、そして、その場所固有のさまざまな条件（災害等の自然条件、地形条件、生態系、周辺の土地利用状況等）を確実に押さえたうえで、それに基づいて、その場所固有のさまざまな条件が相互に齟齬をきたさないよう留意しながら、望ましい親水のあり方や水辺のカタチを検討する必要がある。

地勢的な特性、生業との関係等により形成された集落の空間構造や建築形態等、さまざまな場所の固有性が結晶した好例は、伊根の舟屋の屋並みであろう。親水が直接に目的化された場所ではないが、舟屋建築と海面との一体性やそこでの暮らしぶりを想像すれば、親水の問題もここには含まれていると言えなくもない。近年は、舟の大型化によって舟屋に舟を格納することができなくなったり、老朽化等により、その景観も少しずつ変化を見せてきている。海面上昇の影響なども被りやすいであろう。こうしたことへの対応をどうするか、従来の舟屋群の景観をそのままの形で保全し継承していくべきか等は、難しい問題である。観光等これまでと異なる機能への転換により、舟屋群の持つ親水空間としての付加価値を高めることは、あるいは可能かもしれない。

災害等の自然の論理が優先されるべき場所では、親水と称して都市的利用を安易に導入することは控えるべき場合も多い。この点を履き違えて、海岸空間内に遊園地のような施設を整備した例や、水辺へのアクセス路の整備に付随してバリアフリーの手すり等が整備され、満ち潮のときにはアクセス路は水面下に沈み、手すりだけが水面上に残る無残な光景が以前は見られた。水辺にはその場所に相応しい楽しみ方があるはずで、それを踏まえた親水のあり方を考えることが結果的に、景観的にみても違和感のない水辺となる。物理的に水辺に近づけるという意味での「親水性」（またはパブリックアクセス）がどこでも必要なわけ

では必ずしもなく、物理的には水に触れることができなくても、眺められる、気配を感じられる、情報として水辺の存在が理解できる等、さまざまな親水の考え方がある。

「親水性」と防災機能上の「安全性」とをトレードオフの関係を前提に考えるべきではないが、限られた空間の中でそれらを齟齬なく処理することは不可能な場面も多い。その場合には、上述のようなさまざまな親水（パブリックアクセス）のあり方から、適切な親水のカタチを模索することが望ましい結果を生むだろう。都賀川の事例は、こうした問題を考える一つの題材となる。

水辺と背後地域との一体性

水際線や背後地域（堤内地）の防護を目的とした施設が整備されると、その施設が水辺と背後地域とを分断し、それまで有していた両者の間の空間的連続性や利用の一体性が壊れることになりがちであった。過去の人工構造物の整備は、こうした分断の歴史と捉えることもできる。それは、単に空間を物理的あるいは視覚的に分断するのみならず、それまで成り立っていた水辺と人々の生活との一体的な関係性、地域の成り立ちそのものを根本的に壊す可能性があり、注意を要する。この意味でも、水辺の成立経緯や時代の変遷を、背後地域の生業・文化を含めて把握することは、不可欠なことである。水辺と背後地域との一体性という点では、先にも紹介した木野部海岸の例が、その歴史の変遷を含めて参考になる。

水辺と背後地域との一体的な関係性は、有形無形のさまざまな文化として、地域に根づいていることが多い。今ある物理的空間の実態を理解するのみならず、両者の目に見えない関係を含めた丹念な場所の読み取りが重要である。水辺の操作が、背後地域の文化の形成や維持保全の成否に大きな影響を与えるのである。

例えば、マンボの例では、暗渠水路は直接目に見える形で知覚されない。しかし、同事例の解説

にあるように、それは日常の生活習慣の中に深く根づいている。たとえ明文化されたルールとして定められていなくても、さまざまな水利用を通じた地域社会（他者）への配慮が、それとなく地域社会の構成員の中で相互に共有されている。従来水利用を中心とした生業の中で形成されてきた地域は、水辺を中心とした規範意識という面でも、地域社会と水辺との強い一体性を有しているのである。たとえ小さな水路であっても、このことには十分な配慮を要する。整備対象となる限定的なエリアのみならず、全体的な水系のネットワークとそれに関わる地域間の関係性、それぞれの地域社会における規範意識やルール（制度・慣習等）の存在までを含めて、その場所を成り立たせているさまざまな要素の関係性を丁寧に掘り下げていく地道な調査が重要となろう。

先にも紹介した鴨川の納涼床や水辺のオープンカフェの取組み、水辺に背を向けていた市街地の建築物との関係を含めた親水歩道整備（道頓堀）等は、水辺と背後地域との一体性を高める意味でも興味深い取組みといえよう。

都市再生や地域振興、地域活性化の一つの手段として水辺を活用しようとする動きはあちこちにある。「水辺の復権」は、国の都市再生プロジェクト（2001年～）でも重要視されている。都市再生緊急整備地域に指定された地域の概要をみても、臨海部再編、水循環系の再生、水と緑のネットワークの構築、河川の再生（水都大阪、水の都広島など）等のキーワードが挙げられ、都市化の過程で顧みられることなく失われてきた都市の水辺の重要性は、広く再認識されるようになった。しかし、周辺の土地利用等との関係からどのような水辺の利用のあり方が相応しいかについては、十分な考慮が必要である。

例えば、道頓堀の事例の中で紹介されている堂島川の左岸に、都市再生プロジェクトの規制緩和により建設された「中之島バンクス」の苦戦の状況は、堂島川の護岸と背後道路・市街地との接続

関係、さらには周辺土地利用とのバランス等、考えるべき材料を提供している。

水辺と背後地域との一体性を考える場合には、河川事業のみならず、道路、市街地、公園等、複数の事業を組み合わせなければできない場合も多い。その場合、複数の関係部局間の調整等、行政手腕も試されるが、何よりもまず、周辺土地利用との整合性や接続関係に留意しつつ、長期的視野から、水辺を含めた都市の文化的価値を高める戦略と空間ビジョンをいかに描きうるかが鍵となる。

水辺において水際線は、大小さまざまな自然の営力の影響を最も強く受ける場所であるから、その水際線の形の処理は、全体の親水空間の印象を強く左右する。このことに特段の注意を払いたい。人工的な構造物が水際線に入り込んでいない自然な水辺においては、自然の営力によって水際線は動的で複雑な形を有している。こういう場所では、境界を明確化し、空間を分断するような処理は避けるのが無難だろう。かといって、人工構造物の直線＝悪い、曲線のほうがよいという先入観のもとで、全体的な汀線の形の連続的な流れや背後の地形の出入りと無関係に、曲線を多用する例も、逆に背後地域を含めた全体的な水辺空間の印象を崩してしまうおそれがあるため、注意深い検討が必要となろう。

自然優位の水辺空間であれば、水際線から背後地域に至るまでの平面的・断面的な空間の連続性が保たれて、相互に緩やかに接続されるような関係が望ましい。

自然との「^ま間」の取り方

河川・水路ネットワークを一つの「水系」として捉える視点は、場所の編集において重要な意味を持つ。ここでは、この問題を、「間」という見方から考えてみたい。

「間」は文字どおり、二つのものの関係性によって定まる呼吸、タイミングや距離感といった意味

合いのことである。そこには物理的距離とともに、社会的な距離感、例えば親密さの度合い、正式（フォーマル）－略式（カジュアル）といった儀礼的な意味合いも含まれる。明確な基準というよりは、二つの間の関係の中で、その場その場で定まっていくようなものだが、それを無視したり、認識できないと、「間が悪い」とか「間抜け」ということになる。曖昧な概念のようだが、日本の独特な文化として取り上げられることも多く、覚えておきたい概念である。

さて、人と自然との「間」の取り方³⁾という視点で考えていくと、都市という一定の広域的なエリアの中にどのような水辺を戦略的に配置していくか、という問題につながっていく。時として自然の猛威をあらわにする大河川から、中小河川、河川本川から水を引き入れた掘割・運河や用水、ため池、さらにそこから分水されて網の目のように市内を巡る小水路、そして最終的に私邸の庭園に取り込まれた遣水に至るまで、一つの水系でもその形はさまざまにある。これらは、自然の猛威とどのように距離を取り、またその猛威を水位調節（取水・排水）により段階的に和らげ、「飼慣らした」水を、いかに身近な空間に近づけるかという視点から捉えると、全体の水系の中に、段階的な秩序体系を認識できる。そして、「間」の取り方のバリエーションとして、こうした全体的な秩序体系の中で、それぞれの水辺には、その場所の特性に応じた、場をわきまえた空間の作法が求められるのである。それは、制度的に位置づけられたものであれ、暗黙のルールであれ、社会的に共有されるべきルールと考えてよいと思う。こうした作法を社会的に共有し、日常的なかかわりを通じて、人とのかかわり方を含めた水辺の姿形を洗練させる努力を続けていくことが、水に近づくとか水に触れるという安易な親水化を防ぎ、水辺の文化を地域社会の力で維持し継承していくことにもつながるはずである。

なお、「水系」や自然との「間」の取り方、といっ

た概念は、京都市が策定した「京都市河川整備方針」⁴⁾（2012年）にも取り入れられており、鴨川や琵琶湖疏水は、このような視点を含めて解説されている。

境界領域の可能性

先述した「水辺と背後地域との一体性」や「自然との『間』の取り方」という問題は、水辺と背後地域との境界の処理の仕方や、都市と自然との境界的な場所における作法といった境界領域の問題に通じている。それは、自然の猛威と人為との間のバランスでもある。日常と非日常との間のバランスでもあり、そのバランスは微妙な条件の上で、長期的に捉えれば固定的というよりも動的なもののある一局面として成り立っているとみることできる。そしてそのバランスの取り方はまた、「自然の文化化」という文化の問題として捉えることもできる。

境界領域という場所は、異なる二つの異質な領域が重なり合う場所である。こうした境界領域は、日本の空間において特別の意味が与えられてきた。「結界」や「縁側」などは、建築空間においてその境界を可視化し象徴する文化的装置として、その意匠にも特段の工夫がなされてきたことはご承知のとおりである。

鴨川の納涼床や、同事例の中で紹介されている高瀬川沿いの飲食店（TIME'Sビル等）も、こうした境界領域の使い方の好例といえよう。また、こうした使い方を可能にしているのが、適切な「自然との『間』の取り方」であることを思い起こしたい。鴨川沿いの納涼床は、高水敷上を流れる、水位の安定したみそそぎ川の流れが可能にしているし、みそそぎ川からさらに分水された安定した高瀬川の流れがこうした利用を可能にしているのである。みそそぎ川の名前は、「襖ぎ」（身削ぎ、水注ぎ）に由来する名前であろうから、まさに境界領域における「結界」である。

結界も縁側も、字のとおり、二つの異なる領域

(自然－都市(人), ウチーソト, こちら－あちら, 公－私等)を二項対立的に切り離すのではなく, 両者を分節しつつ結びつける役割を果たす。あるいは, 一つの有機的統合体としての境界領域に, 異質な両側面を合わせみるのである。この有機的統合体を, 上述した, 網の目と縁からなる「場所」と読み替えることができるならば, 水辺は, 地域の環境生態系, 地域社会, 人心の間の網の目を紡ぎ出し, 縁づける「場所の編集装置」となるのである。

中村良夫⁵⁾は, 「場」(バ)という言葉はニハ(庭)と同根であり, 集团的身体行動(行事)の場所の意であるとしたうえで, この概念を起点に, みんなが使うような半ば公共的なある種の広場としての「まちニハ」を構想している。水辺における「まちニハ」は「流れ型」(その他「境内型」「結界型」等)として整理し, 鴨川の納涼床を例に, 「鴨川沿いのレストランは夏になると床ゆかを出します。床は縁側に相当します。それにつづいて半ば公共的な広場としての河原がある。こういう内外をつなぐ開いた縁が『まちニハ』にとって不可欠な空間言語です。半公半私がまだらに溶け合う『まちニハ』をどんどんつくって, 塀のなかの私的な庭の概念を拡張すればどうか」と提案している。境界領域や場所, 水辺のあり方を考えるうえで極めて重要な指摘であろう。

● 水辺の復権の先に：結びに代えて

高度経済成長期以降の親水空間が辿ってきた歴史を一言で振り返るなら, それは「水辺の復権」に向けた取組みの歴史であったといえるのではない。さらにいうなら, それは, 水辺に限らず, 地域固有の「場所の復権」の試みであり, その場所における我々一人一人, また地域社会等の「主体の復権」の試みにほかならないのである。主体の復権とは, 当然ながら, 自然に対する人間の優位を主張することではなく, 自分たちの関わる場

所と社会を自分たちの手で育み, その文化を担っていこうとする, そうした主体の復権という意味である。

そして, その試みは, 古河総合公園の事例の最後にも触れたように, 水辺を一つの舞台として, 我々を他者・社会や場所, そして未来の可能性へと解放する試みであり, その場所の未来を担う主体を育てゆく不断の試みなのである。

終わりに, これからも生み出されていくであろう多様な親水空間の中に, 子供たちにとって, できあいの遊具のように, あらかじめ与えられた機能に従って遊ぶような仕方ではなく, 思い思いの自由な活動を, 友達や地域社会との共同の体験を通じて積み重ねていける, そんな水辺がぜひあってほしいと思う。そうした体験を通じて育まれてゆく主体がまた, 次の世代にその場所を継承しようとする主体となってほしいと願う。

[山田圭二郎]

《参考文献》

- 1) 中村良夫：NHK ころをよむ 風景からの町づくり, NHK 出版, 2008, pp.104-107
- 2) 中村良夫：都市を編集する道, 川, 港 (第7章), 風景を創る－環境美学への道, NHK ライブラリー, 2004, pp.163-186
- 3) 山田圭二郎：「間」と景観一敷地から考える都市デザイン, 技報堂出版, 2008
- 4) 京都市：京都市河川整備方針, 京都市水と緑環境部河川整備課, 2012
- 5) 中村良夫：「安寧の都市」論の構築に向けて－身体と場所の風景論から, 安寧の都市研究, 第1号, 2011, pp.4-17

第 1 部

親水空間論

第 1 章
親水と時代



1970年代 都市化・水質汚濁・親水性の復活



● 都市化の功罪

人間やその生活を取り巻く問題は、1960年代後半になり経済成長が加速することで、都市部では人口集中、交通渋滞、排気ガス増加などに端を発した光化学スモッグの発生や悪臭問題、ゴミ問題、水路のドブ川化、海岸部の埋立てに伴う問題などが顕著になった。そして、地方では河川の水銀汚染など人体に直接影響を及ぼす深刻な問題も拡大することで、人々の生活の中で「公害」や「環境」という言葉が身近で具体的なものとなった。そのため、国はようやく1971年になり環境行政に乗り出し環境庁を発足させることになった。このことは、人間生活と深く係る水や大気汚染やその質的低下が放置できない状況になったためであり、急速な経済成長がもたらした歪みでもあった。こうした問題の発生原因に“都市化”が大きく関係していた。都市化とは、「ヒトやモノの集中が進み、それに適応するように生活様式が変化し、普遍化していくこと」と言えるが、急速な都市化は、社会基盤整備の未成熟さを露呈し、住宅問題や交通問題を引き起こし、それらが二次の問題として水や大気などの環境悪化を招くことにな

る。特に人口集中によるゴミ問題は、排出に対して処理能力が追いつかず、そのための処分場や焼却場の建設では立地問題が住民運動を引き起こし、出す側と受け入れる側の住民間で感情的対立が表面化する事態にまでつながった。また、それまで国や経済の繁栄を讃える象徴とされてきた工場の煙突から出される排煙についても、一転して否定的扱いになり、小学校の校歌から煙突や煙の文字が消されていった。さらに、都市化に伴い増大したエネルギー消費量や不透水地の増加は、一方で植生の減少を促すことになり、雨水の流出係数が増加し、河川における降雨の流出時間の短縮とピーク流量の増大がもたらされた。こうした影響が複合的に作用することで後に気温の上昇や湿度の低下といった気象的な影響を招き、ヒートアイランド現象やダストドームなど都市型気候の問題を引き起こすことになった。

特に1960年代から70年代への端境期に注目すると、国を挙げての戦後復興を進める姿勢が、経済活動、社会活動に現れ、それが都市化を後押しすることで、東京、大阪、名古屋の三大都市圏をはじめ主要都市で、集中する人口の受け皿として都市近郊丘陵地でニュータウン開発が進められ

た。それにより、場所によっては地下水の過剰なくみ上げによる地盤沈下が発生したり、丘陵地開発により緑や自然が失われていったが、この時代の環境保全に対する問題意識は薄く、食料供給のための自然さえあれば都市に緑は必要ないという意見が大勢を占め、「人間に自然は必要ない」「人工環境で楽しく生きていける」とする声まで聞かれるようになった。

しかしながら、1970年代中期になり、身近な生活環境の質的低下がもたらす不快感から脱する意識が顕在化しはじめ、緑や自然を求める声が発せられるようになり、次第に自然環境の重要性が一般市民の間でも認識され、都市部において緑化施策が推進されるようになった。この背景には、1975年に発表された「緑の国勢調査（第1回自然環境保全基礎調査）」がある。この結果によれば、国土の80%が開発の波にさらされ、純粋な自然は20%程と指摘された。それ故に1976年には都市計画中央審議会において「緑のマスタープラン」が審議され、都市部における緑地の増加政策が推進されることになった。

● 水質汚濁の進行

一方、都市化が進展する都市の中の水辺については、すでに明治時代に進められた富国強兵策に基づく工場立地が、利水を主目的として中小河川沿いに立ち並ぶことで、人々の身近な場所から水辺を物理的・心理的に遠ざける状況を生み出していた。そのことが水辺への関心を希薄化させ、併せて水辺の環境劣化を進めることになっていた。その後、1950年代から60年代にかけては、都市への人口集中が進むことで社会基盤整備が追いつかず、応急的に河川上空に高速道路が敷設されたり、生活排水や工場排水などが過度に河川に放流されることで、河川、湖沼、海域の水質は悪化の一途をたどっていった。こうした水質問題に対しては、その後、環境基準が設定され、水質汚濁防止法による規制、



写真1 川面が見えない直立護岸

下水道整備などの各種方策が講じられることで、鉛やカドニウムなどの有害物質による汚染は改善されたが、有機性の汚濁は1970年代以降改善が図られるものの、全国の1/4の水域では依然として環境基準を満足するまでには至っていない。特に湖沼、内湾、内海などの流れのない閉鎖性水域や都市内の河川では汚濁の改善は遅れている。

こうして、悪化した河川環境の改修は同じ1960年代にはじめられたが、この改修は、主に流路の直線化であり、それまでの自然堤を直立護岸化（写真1）し、河床もコンクリート化して三面張りにすることで放水路や溝渠としての機能強化を図るに過ぎなかった。この改修により効率的に水を下流域に流下させることになった反面、河川からは瀬や淵が姿を消し、そこを生息場としていた水生生物相は一掃されることで、食物連鎖により形成されてきていた水辺特有の生態系は消滅の途をたどり、河川を中心に築き上げられた地域性も同時に消失することになった。加えて、中小河川や用水路については、下水道の代替に利用されることで水質汚濁による悪臭発生源と見なされ、概ね暗渠化や埋立てがなされることにより流路は次第に失われることになった。

一方、三大湾の海岸線は拠点開発方式の導入などにより、コンビナート形成のために埋立地の造成が進められた（図1）。そのため、海岸部では埋立てによる工場用地の造成が、浅瀬や干潟を喪失させることで、幼稚仔の生育環境を消滅させ生

第 2 章
親水と場所



海岸 海岸・港湾景観形成ガイドライン策定の経緯と理念



● 海岸景観の視座

周囲を海に囲まれたわが国は、およそ 34 000 km（北方領土を除く）におよぶ海岸総延長距離を持ち、古くから数多くの漁港が整備され沿岸漁業が広く発達したほか、自然景観を鑑賞する観光の場としての機能も果たしてきた。一方、沿岸地域は地勢上、大規模な台風や高潮、地震津波にも被災した経緯を持つ。こうした背景から、1956年に海岸法が制定され、沿岸域の居住者や建築物を災害から守るための海岸堤防の建設が進められ、一応の被害の減少成果を得ている。しかし、高い堤防や護岸、コンクリート製の巨大な消波ブロックは、安全優先による結果であったとしても、海が本来持つ魅力の衰退にも直結したことが課題として挙げられる。

河川における環境配慮が法的に位置づけられた河川法一部改正（1997年）を前後して、海岸における「親水」事業の端緒となったのは、「ふるさと海岸整備事業」（1989年）であり、以後、「ビーチ利用促進モデル事業」（1992年）、「エコ・コースト事業」（1996年）など、景観や利用、環境のための施設整備を目的としたさまざまな事業が創

設された（表1）。しかし、近年の海岸整備が沿岸防護（防災）という当初の機能に、新たに親水機能を付加させた結果、海岸が過度に「装置化」し表層的デザインのみが強調される整備が指摘されるようになった。こうした動向は、河川の親水化においても同様の指摘が見られるが、海岸空間は、自然の営力で形成されてきた「自然環境」（地形等）を基盤として、その上に「生態環境」や「生活環境」が構築されており、これら三つの視座に基づき、海の親水のあり方を検討することが重要である（図1）。具体的には、「自然環境」においては、過度の改変を与えないこと、「生態環境」においては海岸域における動植物を保全すること、「生活環境」においては生業としての漁業や沿岸域での安全な生活、文化を継承していくことが求められる。その際、これら三つの構成要素は個別に成立するのではなく、相互のかかわりを

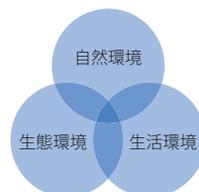


図1 海岸の景観検討のための3視座

表1 海岸事業の展開

年度	事業名	事業目的				整備分類	整備内容
		防護	利用	景観	環境		
1949	高潮対策事業	●				第Ⅰ期	線の防御方式
	海岸堤防修築事業	●					
1950	浸食対策事業	●					
	局部改良事業	●					
1952	災害復旧助成事業	●				第Ⅱ期	レクリエーション 都市施設利用整備
1954	災害関連事業	●					
1973	海岸環境整備事業	●	●	●			
1975	海域浄化対策事業	●	●		●		
1976	公有地造成護岸等整備事業	●	●			第Ⅲ期	面的防御方式 多目的利用 新技術構造物
1979	海岸保全施設補修事業	●					
1987	CCZ整備事業	●	●	●			
1989	ふるさと海岸整備事業	●	●	●	●		
1990	海岸環境整備事業	●	●	●	●	第Ⅳ期	生態系配慮 自然景観保全
1992	なぎざりフレッシュ事業	●	●	●	●		
	ビーチ利用促進モデル事業	●	●	●	●		
1993	多目的沖合制御施設整備事業	●	●				
	エコ・コースト事業	●	●	●	●	1996	
	海と陸と緑のネットワーク事業	●	●	●	●		
	海と緑の健康地域づくり事業	●	●	●	●		
	いきいき・海の子浜づくり事業	●	●				
1999	魚を育む海岸づくり事業	●			●	2000	
	白砂青松の創出事業	●	●	●			

参考：国土交通省関連事業資料

考慮しながら検討する統合的視点が重要である。

● 海岸景観形成ガイドラインの策定

2003年の第一次小泉純一郎政権下の「美しい国づくり政策大綱」により、分野別の景観形成ガイドラインの策定が行われ、国土交通省と農林水産省の共管により「海岸景観形成ガイドライン」が策定された。このガイドラインは、「防災・利用と調和した海岸の景観形成のあり方に関する検討委員会」の下で検討が行われている。その策定に際しては、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸と生活とのかかわりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取組みの指針を示している。これは、既往の海岸事業では必ずしも景観への配慮が充分でなかったことを考慮し、今後の海岸事業の実施にあたってのこのガイドラインの活用と海岸景観の調整備がうたわれている。

● 海岸景観の構成要素と整備上の留意点

海岸景観はそれ単体では成立し得ず、「海岸とまち・地域」を連続する対象として捉える視点が重要である。すなわち、海岸を形成する地形や植

表2 海岸景観の構成要素と整備視点・空間特性

要素	視点		空間特性	
	内部的視点 (海浜内部)	外部的視点 (海浜外部)	静的空間 (日常性)	動的空間 (非日常性)
自然的要素	汀線	海面と陸域の境界線（直線/曲線/凹凸）		
	海浜	海に面した浜地形（砂浜/磯浜/礫浜）		
	海岸林	海岸の砂地や岩石地などの林地（防風/防砂機能）		
	岬	丘や山などの先端部が海へ突き出した地形		
	河口部	河川と海の境界領域（汽水域）		
人工的要素	海岸堤防	高潮、波浪防御のための堤防施設		
	護岸	浸食防止施設		
	離岸堤	海岸前面配置（海浜保護）		
	突堤	海浜の砂の流出防止（ヘッドランド）		
	樋門	堤内地の排水施設（樋管/排水機場）		

生、気象、海象等を含む自然環境によって規定される「自然的要素」（写真1）と、人の利用、防災や環境保護の視点から整備される「人工的要素」（写真2）を景観の主要対象として検討着手を行う。具体的には個別の整備ではなく、海浜の内部と外部からの景観検討のための「視点」と、日常利用と荒天時等の対応を要する「空間特性」を考慮し（表2）、さらに対象海岸を含む歴史的経緯や文化をも考慮することが求められる。



写真1 自然的要素



写真2 人工的要素